

兵ト発第 57号

公告第 497号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の保有する直営保養所の利用者の事故防止を図るため、下記の通り利用規程の第3条（利用者の範囲）に3を加える旨、平成27年2月17日付で届け出たので公告する。

平成27年2月25日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川博司

記

直営保養所利用規程

（利用者の範囲）

第3条 この保養所を利用する者は、この組合の被保険者および被扶養者および当健康保険組合OB並びに全国トヨタ販売店健康保険組合研究会加盟健康保険組合の加入者とその家族とする。

2 保養所の運営に支障がない場合において、理事長が適当と認めたときは、前項に規定する以外の者の利用を承認することができる。

3 利用者の安全の確保と事故防止のため、この保養所を利用する者は必ず同伴者を伴い、2名以上で利用しなければならないものとする。

附則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。